

大阪市建築基準法施行条例の一部を改正する条例案

大阪市建築基準法施行条例（平成12年大阪市条例第62号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>別表第11（第6条関係）</p> <p>[(1)～(29) 略]</p> <p>(30) 令<u>第137条の12第11項</u>の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 27,000円</p> <p>(31) 令<u>第137条の12第12項</u>の規定に基づく道路内の建築に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 27,000円</p> <p>[(32)・(33) 略]</p>	<p>別表第11（第6条関係）</p> <p>[(1)～(29) 同左]</p> <p>(30) 令<u>第137条の12第6項</u>の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 27,000円</p> <p>(31) 令<u>第137条の12第7項</u>の規定に基づく道路内の建築に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 27,000円</p> <p>[(32)・(33) 同左]</p>

備考 表中の[]の記載は注記である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年11月28日提出

大阪市長 横山 英幸

説 明

建築基準法施行令の一部改正に伴い、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるの
で、この案を提出する次第である。